

生徒心得

校訓

自立（じりつ）

真実心（まごころ）

共生（きょうせい）

鳴門教育大学附属特別支援学校

目次

【生徒の心得】

- I がっこうせいかつ きほん
学校生活の基本
- II つうがく
通学
- III ふくそう どうはつどう
服装・頭髪等
- IV がっこうせいかつ
学校生活
- V がくしゅう
学習
- VI こうがいせいかつ
校外生活
- VII たきんしじこう
その他禁止事項

【規定】

- とくべつしどう
特別指導
 - ・ とくべつしどう
特別指導とは
 - ・ とくべつしどう たいしょう こうい
特別指導の対象となる行為
- つうがくふく きてい
通学服などの規定について
- けいたいでんわ
携帯電話について

なるときょういくだいがくふぞくとくべつしえんがっこう せいとこころえ せいと まも こころ
鳴門教育大学附属特別支援学校 生徒心得 (生徒として守り心がけること)

こうとうぶ せいと じかく も きほんてき せいかつしゅうかん み じりつ めざ がっこうせいかつ
高等部の生徒としての自覚を持ち、基本的な生活習慣を身につけ、自立を目指した学校生活を

おく 送るように心がけましょう。

I 学校生活の基本

- 1 高等部の生徒として責任ある行動を心がける。
- 2 進んで学習に取り組み、色々なことに挑戦する。
- 3 ルールやマナーを守って積極的に社会参加するための力を身に付ける。

II 通学

- 1 通学の際は、交通ルールやマナーを守る。
- 2 登下校の時間を守り、登下校の際は寄り道をしない。(登校時刻は午前8時30分から50分までとする。)
- 3 自力通学生については、登校時間が早くなることが事前に分かっている場合は、担任に相談し、学部主事の許可を得ること。登校が午前8時50分以降となる場合は、速やかに学校へ連絡する。
- 4 徒歩または交通機関を利用して自力通学を行う場合は担任に相談し、許可を得てから通学を開始する。
- 5 自転車通学を行う場合は、担任に相談し、届け出を出して許可(自転車通学許可証)を得てから通学を開始する。
- 6 スクールバスを利用して通学する場合は、スクールバス運営委員会の承認を得てから通学を開始する。
- 7 自力通学生は身分証明書を携帯して登下校する。

III 服装・頭髪等

- 1 登下校時は原則として制服を着用する。
- 2 登校後は原則として体操服を着用する。
- 3 髪は常に清潔にし、学習の妨げにならないように整える。

IV 学校生活

- 1 生徒同士はもちろんの事、先生や来校者への気持ちのよい挨拶や返事を心がける。
- 2 友達を大切に、他人に迷惑をかける発言や行動は慎む。
- 3 身の回りを整理整頓し、校内の美化に努める。
- 4 校内の施設や備品を大切に扱う。
- 5 所持品には名前を書き、貴重品は各自で管理もしくは担任にあずける。
- 6 友達同士で物の貸し借りや金銭の貸し借りはしない。

V 学習

- 1 学習時間は原則 午前8時30分から開始とする。
- 2 始業時間に遅れないようにする。教室の移動・準備は授業開始までに行う。
- 3 授業は真面目に受け、積極的に学習し他の人に迷惑をかけない。

VI 校外生活

- 1 夜間（午後9時以降）の外 出は保護者同伴とする。
- 2 未成年の入 場が禁止されている場所（パチンコ店等の賭博場をはじめ、未成年の入 場は不可と示されている場所）に出入りしない。
- 3 アルバイト及び運転免許取得は特別な事情を有する場合を除き原則禁止とする。

VII その他禁止事項

- 1 法律で禁止されている行為（飲酒、喫煙、暴力行為、わいせつ行為、窃盗、万引き、未成年の立ち入り禁止場所への立ち入り、無免許運転、危険物（ナイフ、違法薬物等）の所持等）は絶対にしない。
- 2 学校に無断でアルバイトをしたり、運転免許を取得したりしない。
- 3 これらに違反した場合は特別指導の対象となる。

特別指導とは

とくべつしどう くんかい せんせい ちゅうい がっこう
特別指導とは、訓戒(先生からの注意)、学校

きんしん じたくきんしん つうじょう がっこうせいかつ はな
謹慎、自宅謹慎など通常の学校生活から離れ

こべつ おこな とくべつ しどう いはん
て、個別に行われる特別な指導のこと。違反

く かえ みずか ふ かえ じしん
を繰り返さないために自らを振り返り、自身

こうどう じしん かか ところ もんだいなど ちよくし
の行動や自身が抱える心の問題等を直視し、

みらいしこう にちじょうせいかつ おく
あらためて未来志向で日常生活を送ること

がっこう しえん もと じっし
ができるように、学校の支援の下で実施する

もの。

とくべつしどう たいしょう こうい
特別指導の対象となる行為

きつえん 喫煙 (たばこ・ライター <small>の所持も含む</small>)
いんしゅ 飲酒
など ひぼうちゅうしょう はっしん SNS等での誹謗中傷の発信
こうしゃ こうぐ たにん たい こい はそん 校舎・工具や他人のものに対する故意による破損など
みせいねんしゃた い きんしばしよ た い 未成年者立ち入り禁止場所などへの立ち入り
しんやはいかい 深夜徘徊
ぼうりよく 暴力・いじめ・わいせつ
せつとう まんび 窃盗・万引き
むめんきょうてん 無免許運転
むだん じゅうじ 無断でのアルバイト従事
うんでんめんきよ むだんしゅとく 運転免許の無断取得
きけんぶつ しょじ いほうやくぶつ 危険物の所持 (ナイフ、違法薬物など)
た ぼうりつ ふ こうい その他法律に触れる行為

つうがくふくなど きてい 通学服等の規定について

ばめん おう ふくそう えら あんぜん がくしゅう ふくそう つぎ
場面に**応じた服装**を選び、**安全に学習**できるように、**服装**について次のよ
うに規定する。

せいふく うわぎ 制服（上着）

してい こんいろ ちゃくよう
・指定の紺色ブレザーを着用する。

※R8年度より左胸ポケットに本校規定のエンブレムは付けない

・ブレザーの下は白色の服を着用するものとする。

ポロシャツ（長袖、半袖）、カッターシャツ（長袖、半袖）、タートルネックなど

・ベスト、セーターなどを着用する場合は白・黒・灰色・紺色を選択するものとする。

（ブレザーを着用した下に使用することができる）。



ちゅうい <注意>

※ブレザーの替わりとして使用しないこと

・希望者はネクタイ、リボンを着用することができる。

・指定の通学服を着用した上で、冬季用ジャンパー、帽子、マフラー、手袋を着用することができる。

せいふく 制服（ズボン・スカートほか）

・規定のスカート、ズボンを着用すること。

・靴は華美でないものを使用するものとする。

※冬季ジャンパーに関しては、ブレザーの上から着用すること。

※季節に応じた服装ができるように衣替えをすること。

なつふく 【夏服】



ふゆふく 【冬服】



たいそうふく
体操服

がっこうしてい はんそで ながそで なが たいそうふく ちゃくよう
・学校指定の半袖、長袖、長ズボンの体操服を着用する。

はん ちゃくよう ばあい ひざたけ くる こん ちゃくよう
※半ズボンを着用する場合は膝丈で黒・紺をベースとしたものを着用する。

はんそで ちゃくよう さい なん はいりよ ひつよう せいと たんにん そうだん
※半袖を着用する際に何らかの配慮が必要な生徒は担任に相談する。

き しろ ちゃくよう
・着がえのTシャツは、白でワンポイントのものであれば着用することができる。

うんどうかい し き など ねっちゅうしょうよぼう はんそで ちゃくよう のぞ はいりよ ひつよう
※運動会の時期等では、熱中症予防のため半袖の着用が望ましいが、配慮が必要な
ばあい たんにん そうだん うすて ながそで たんしよく
場合において、担任との相談のもと、薄手の長袖（単色またはワンポイントのもの）
ちゃくよう
を着用することができる。

とうき ながそで たいそうふく うえ ぼうかんよう ちゃくよう うんどう
※冬季は長袖の体操服の上に防寒用ジャンパーを着用することができる。ただし、運動
じ あんぜん かつどう たいそうふく うんどう と く
時は安全に活動するために体操服で運動に取り組むものとする。



さぎょうふく
作業服

がっこうしてい ながそで なが ぼうし さぎょうふく ちゃくよう
・学校指定の長袖、長ズボン、帽子の作業服を着用する。

なん はいりよ ひつよう せいと たんにん そうだん
※何らかの配慮が必要な生徒は担任に相談する。



けいたいでんわ 携帯電話について

ほごしゃ れんらく と ひつよう ひと がっこう けいたいでんわ
保護者と連絡を取るなどの必要がある人は学校への携帯電話（スマートフォン）の

もちこみ を認める。ただし、ルールやマナーを守り使用すること。

まも 守ること

<日頃から守ること>

- ・フィルタリングをかけて安全あんぜんに使用しようすること。
- ・相手あいてが嫌いやがるような電話でんわやメールなどはしないこと。
- ・置き忘わすれたり、落おとしたりしないようにすること。
- ・SNSで個人こじんが特定とくていされる内容ないようが発信はっしんされていた場合は、SNSの内容ないようを確認かくにんし、内容ないようによっては持ち込みを禁止きんしする場合ばあいがある。また、誹謗中傷ひぼうちゆうしょうなどの内容ないようを発信はっしんしている場合は特別指導とくべつしどうの対象たいしょうとする。

<校内での使用について>

- ・携帯電話けいたいでんわを持ち込む前に学校まもに申請まへ（携帯電話学校内持ち込み申請書がっこう しんせい）し、許可きよかを得る。
- ・原則げんそく、校内こうないでは電源でんげんを切きる（使用しようしない）。
- ・原則げんそく、校内こうないでは鞆かばんの中なかに入れておくか、担任たんになんに相談そうだんのうえ、安全あんぜんな場所ばしょで保管ほかんする。
- ・保護者ほごしゃとの連絡れんらくなど、理由りゆうがあつて使うつかときには担任たんになんに申し出もうて、担任たんになんの監督かんとくの下もとで使用しようする。（家族かぞくや友人ゆうじんの電話番号でんわばんごうなど大切な情報たいせつ じょうほうが他人たにんに知られてしまうため）
- ・スクールバス内ないで使用しようする場合は、周りまわの人に不快感ひとを与ふかいえないようマナーあたを守まもって使用しようする。
- ・ルールやマナーに違反いはんした場合は携帯ばあい電話けいたいでんわの持ち込みもちこみを禁止きんしする。

※タブレット端末たんまつやカメラについては、ICT機器ききの取り扱といに準あつかずる。許可じゆんなしに

もちこみ 禁止きんしする。